

# 第 218 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

## 1. かすみがうら市農業委員会告示第 5 号

令和 4 年 7 月 5 日かすみがうら市農業委員会告示第 7 号をもって、令和 4 年 7 月 11 日（月）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 218 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

## 2. 総会の日時および場所

令和 4 年 7 月 11 日（月） 午後 2 時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

## 3. 出席委員

1 番 海東 功	2 番 西崎 敏和	3 番 鈴木 良道	4 番 宮本 教夫
5 番 塚本 勝男	6 番 安田 治	7 番 飯田 敬市	8 番 久松 弘叔
9 番 井坂 孝雄	10 番 高田 健司	11 番 谷中 昌	12 番 廣原 孝
14 番 塚本 茂	15 番 中山 峰雄		

## 4. 欠席委員

13 番 栗山 千勝

## 5. 説明のため出席した者

事務局長 仲戸 禎雄 局長補佐 関川 信政 主任 青山 哲士

## 6. 議事録署名委員

1 番 海東 功 2 番 西崎 敏和

## 7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について  
報告第 20 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
報告第 21 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
報告第 22 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について  
議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について  
議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 49 号 現況証明願の交付決定について  
議案第 50 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第 51 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について  
議案第 52 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について

午後 3 時 16 分閉会



事務局長	<p>只今から、令和4年度第218回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。なお、会議規則第4条による、欠席届が13番 栗山委員より提出されております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議長	(会長あいさつ)
議長	はじめに事務局から諸般の報告をお願いします。
事務局長	(諸般の報告朗読)
議長	次に議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、1番 海東 功委員、2番 西崎敏和 委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の青山主任を指名いたします。</p>
議長	次に、日程の決定について、お諮りいたします。 <p>只今から午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議長	次に報告第20号から第22号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されていますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。 <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議長	それでは、議案審議に入ります。 <p>はじめに「議案第47号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p>
議長	最初に、番号3番について審議いたします。

	<p>なお、番号3番については、9番 井坂孝雄委員が、議事参与の制限となりますので、農業委員会等に関する法律 第31条 及び かすみがうら市 農業委員会 会議規則 第13条の規定により、退席願います。 (9番 井坂孝雄委員 退席)</p>
議長	事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。(事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。
3番 鈴木委員	<p>7月4日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、安田委員と塚本委員と私、鈴木の名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。 それでは、説明いたします。 番号3番は、深谷地内の●●●●●から約500m南東に位置する畑1筆になります。 現況は、きれいに管理されていました。 申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手) 全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

議長	9番 井坂孝雄 委員の入室をお願いします。 (9番 井坂孝雄 委員 入室)
議長	次に、番号1番から2番、及び番号4番から番号9番について審議いたします。 事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。
3番 鈴木委員	<p>それでは説明いたします。 番号1番の農地は田伏地内の●●●●●●●●から約200m南西に位置する田、2筆になります。 現況は、きれいに管理されていました。 申請人は、耕作困難な相手の要請により、今回の申請に至りました。 水稻を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号2番は、田伏地内の●●●●●●●●●●から約100m南に位置する畑1筆になります。 現況は、きれいに管理されていました。 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。露地野菜を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号4番は、田伏地内の●●●●●●●●●●から約300m南西に位置する田2筆になります。 現況は、きれいに管理されていました。 申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。レンコンを作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号5番は、●●●●●●●●から約200m東に位置する田1筆になります。 現況は、きれいに管理されていました。 申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。</p>
3番 鈴木委員	

	<p>続きまして番号6番、番号7番につきましては、営農型太陽光発電施設に関連する申請であり、議案第48号の番号14番と関連する案件のため、議案第48号の転用の説明の際に一括で説明いたします。</p> <p>続きまして番号8番は、上志筑地内の●●●●●●から約500m北に位置する畑1筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されていました。</p> <p>申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。ブルーベリーを作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号9番は、宍倉地内の●●●●●●から約400m南東に位置する田1筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されていました。</p> <p>申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稲を作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

議長	次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号5番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号6番、7番については、5条許可と関連がありますので、議案第48号の審査の中で一括審議といたします。
議長	次に、番号8番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号8番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号8番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号9番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号9番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号9番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に「議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
6番 安田委員	<p>それでは説明いたします。 番号1番になります。 図面番号1番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●から約100m北東に位置する畑1筆になります。 こちらは、第2種農地と判断しました。 申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。</p>





申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。  
転用による周辺農地への影響はないと判断しました。  
許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 21 番になります。図面番号 21 番も併せてご覧ください。  
申請地は、●●●●●●から約 700m 南西に位置する畑 1 筆になります。  
こちらは、第 2 種農地と判断しました。  
申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。  
転用による周辺農地への影響はないと判断しました。  
許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 22 番になります。図面番号 22 番も併せてご覧ください。  
申請地は、男神地内にあります●●●●●●から約 100m 東に位置する畑 8 筆になります。  
こちらは、第 2 種農地と判断しました。  
申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。  
転用による周辺農地への影響はないと判断しました。  
許可要件を満たしていると考えます。

以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 只今、事前調査員の方の説明が終わりました。

議長 これより、議案審議に入ります。  
番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。  
(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
番号 1 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議長 全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 次に、番号 2 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。  
(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号5番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>

議長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号6番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
4番 宮本委員	66才、会社員となっておりますが、この方、85歳で前農業委員の●●さんではないですか。
事務局	ご指摘のとおり、85才、農業でございます。
4番 宮本委員	分かりました。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議長	(賛成者挙手) 全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします
議長	次に、番号7番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号8番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号8番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号8番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長	次に、番号9番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号9番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号9番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号10番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号10番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号10番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号11番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号11番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号11番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号12番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号12番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

	ます。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号12番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号13番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号13番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号13番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号14番について、「議案第47号」番号6番、7番と同一計画地であり、関連した案件になりますので一括審議をお願いします。
議長	ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声、質問、意見なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号14番、並びに「議案第47号」番号6番、7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成(賛成多数)ですので、番号14番、並びに「議案第47号」番号6番、7番については 原案のとおり 許可することに 決定いたします。
議長	次に、番号15番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号15番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議長	(賛成者挙手)

議長	全員賛成ですので、番号15番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号16番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号16番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議長	(賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号16番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号17番から番号20番について、譲受人並びに譲渡人、転用事由が同一であり、近接した案件になりますので一括審議をお願いします。 ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号17番から20番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議長	(賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号17番から20番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号21番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号21番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議長	(賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号21番は原案のとおり許可することに決定いたします。



	<p>になります。</p> <p>こちらは、20 年以上前から山林化していた経緯があり、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>まず、番号 1 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>
4 番 宮本委員	<p>願出人ですが、烏山に住んでいて、宍倉にも宅地があって、それぞれ管理をされているのですか。</p>
事務局	<p>まず、宍倉の宅地でございますが、願出人が令和 3 年 1 1 月 1 0 日に相続したもので、元々、●●に住んでいて、相続により管理しているというふうに伺っています。</p>
4 番 宮本委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 1 番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号 1 番は原案のとおり交付することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 2 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>（異議なしの声・意見、質問等なし）</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 2 番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり交付することに決定いたします。</p>

議長	「議案第 49 号現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 50 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 50 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 50 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第 51 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 51 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願い

	<p>します。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第51号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第52号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>(事務局説明)</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。</p> <p>ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第52号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第52号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p> <p>その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。</p> <p>(意見等無し)</p>
議長	<p>来月の総会は、8月10日(水)午後2時から予定しております。</p> <p>なお、次回の事前調査員は、飯田敬市委員、久松弘叔委員、井坂孝雄委員です。</p> <p>日時は、8月3日(水)午前9時から、霞ヶ浦庁舎小会議室2といたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>

議長	事務局から、何かありますか。
事務局	<p>(事務局説明)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 7月15日発行、全国農業新聞への西崎委員の活動紹介記事掲載</li> <li>2. R4かすみがうら祭中止</li> <li>3. R4市農協業委員会視察研修中止</li> <li>4. R4暑気払中止</li> <li>5. R4茨城県農業会議主催研修会、感染状況により参加を判断</li> </ol>
議長	<p>事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等何かありましたらお願いします。</p> <p>(意見、質問等なし)</p>
議長	<p>それでは、以上を持ちまして、第218回総会を閉会いたします。</p> <p>慎重審議大変ご苦労様でした。</p>
事務局	<p>起立、礼、お疲れさまでした。</p>



かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_